

令和8年度むらとつながる農村体験事業（交流人口）業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度むらとつながる農村体験事業（交流人口）業務

2 目的

地域資源を活用した農村体験プログラムを企画開発し，都市と農村の交流人口拡大による「稼ぐ力」の向上を目指すとともに，農村集落の活性化を図る。

3 履行期限

令和9年3月12日（金）

4 農村体験プログラムの対象地域

県内の農山漁村地域（薩摩半島を想定）

【1地域】

5 業務内容

（1）農村体験プログラムの企画・開発

交流人口の創出のため，地域の農産物，地域資源，農村の暮らし体験，または地域との交流を目的とした農村体験プログラムの企画・開発を実施する。

なお，農村体験プログラムの企画・開発については，地域とのつながりのある中間支援組織と連携し，事業実施後の取組につなげるよう留意する。 【2プログラム以上】

（2）農村体験モニターツアーの実施

① （1）にて開発した農村体験プログラムを活用し，都市部住民に向けたモニターツアーを実施する。

- ・モニターツアー実施回数：1回以上
- ・参加者は10名程度を想定（県内外問わない）

② 募集にあたってはSNSやWebサイト等を活用し，モニターツアー告知用のチラシ（データ可）を作成すること。

③ モニターツアー参加者，実施地域（体験提供者等）にアンケート調査を実施する。

（3）農村体験モニターツアーの打合せ及び検討会の実施

① モニターツアー実施にあたって，ツアー内容，情報発信の方法等について実施地域と十分な打合せを行う。【随時】

② 農村体験プログラムの整備のため，ツアー実施後に受託業者と県により検討会を実施する。

【内容】企画した体験プログラムの販売に向けた検討を含む

③その他必要に応じて打合せを実施する。【随時】

- (4) 県が主催する「むらとつながる農村体験事業報告会」で取組事例、実績等を報告する。
(オンラインを想定)

(5) プログラムの情報発信

- ① 県外や国外の旅行者を誘客するため、作成したプログラムはオンライン予約システムを有するウェブサイト等へ掲載する。【2サイト以上】
- ② 県観光サイト「かごしまの旅」特集ページへ取組内容を掲載する。
- ③ 完成した農村体験プログラムを旅行会社のホームページ等に掲載する。

(6) 業務報告書の提出

業務完了後、実施内容等を業務報告書として取りまとめ、県農村振興課へ提出すること。

(1) 提出部数

区分	規格	部数
①業務報告書	A-4	1部
②概要版資料 (HP 掲載用)	A-4	1枚
電子媒体	電子データをメールで提出	

① 業務報告書

ツアーに係る参加者への説明会や、検討会などの内容（協議内容、出席者）をまとめること。また、次年度の事業実施にあたり改善点や新たな提案等も盛り込むこと。

② 取組事例を掲載したA4形式のPDFデータ（県HP掲載用）

取組事例1枚にまとめた概要版のデータを作成すること。

6 留意事項

- (1) 業務の遂行にあたっては、県農村振興課と随時打合せを行うこととする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、県農村振興課と業務受託者が協議のうえ、これを定めるものとする。
- (3) 業務の遂行にあたり、第三者（県農村振興課及び業務受託者以外のもの）が所有する素材を用いる場合には、著作権に関する事務処理等を行うこととする。
- (4) 業務受託者が作成したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、県農村振興課に帰属するものとする。ただし、業務受託者が営利目的以外で使用する場合は、県農村振興課と協議するものとする。業務受託者は、当該業務に伴う成果物等に対し、著作者人格権を行使しないものとする。